



景観とは？・・・

景観とは、目に見えるものだけでなく、音や光、香りなど感じるものも含み、地域の歴史や文化、人々の営みなどの重なり合いを感じ取ることができる眺めであるといえます。

私たちを取り巻く身近な景観を考えていくことは、まちのすべてを考えることに通じます。

武雄市景観計画

—概要版—



—水・緑の美しい風景を守り、歴史と文化を継承し、
もてなしの心あふれるたけおを創造します。—

佐賀県 武雄市



景観計画について

武雄市景観計画は、良好な景観の形成に向けた**基本理念**、**基本方針**及び**施策の方向**を示し、実現に向けた**ルール**を定めます。

市民・事業者・市の協働による景観づくりを進めるための計画です。

1 景観計画の区域(景観法第8条第2項第1号関係)
景観計画区域は、**武雄市全域**とします。



2 景観計画の期間

景観計画は、平成20年度を初年度とし、平成28年度を目標年次とします。

なお、本計画は、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、柔軟に変更、修正を行います。

3 良好な景観の形成に関する方針 (景観法第8条第2項第2号関係)

基本理念

“水・緑の美しい風景を守り、
歴史と文化を継承し、
もてなしの心あふれるたけおを創造します。”



基本目標

- (1)四季の変化を五感で感じる緑のまち たけお
- (2)歴史と文化を重んじ、風格のあるまち たけお
- (3)ゆとりあるもてなしの心あふれるまち たけお
- (4)自ら学び考え、行動するまち たけお

類型別の方針

武雄市の景観を類型別に整理し方針を定めます。

自然的景観



山並み景観

～自然環境の特性を活かした景観づくり～



水辺の景観

～回遊性と親水性に富み生き物にやさしい景観づくり～



田園景観

～田園を守り育てる景観づくり～

歴史・文化的景観



歴史・文化的景観

～培われた歴史、文化を継承し、活かす景観まちづくり～



旧街道の景観

～歴史を探访できる景観づくり～

まち並み景観



中心市街地の景観

～魅力あるまちの顔となる景観づくり～



道路・沿道の景観

～美しく魅力的な景観づくり～



まちの玄関の景観

～もてなしの心漂う景観づくり～



公園・緑地の景観

～緑のネットワーク化とオアシスの創造～

建築物・工作物の景観



住宅地の景観

～緑の中にとけこむ住宅地の景観づくり～



工業地の景観

～緑があふれ、ゆとりの感じられる景観づくり～



公共施設・工作物の景観

～先導的役割を果たす景観づくり～

景観づくり行動方針

景観づくりに向けた私たちの行動方針を定めます。



協働による景観づくり

～市民・事業者・行政の相互理解と協働による景観づくり～

4 景観法・景観条例に基づく届出について(景観法第8条第2項第3号関係)

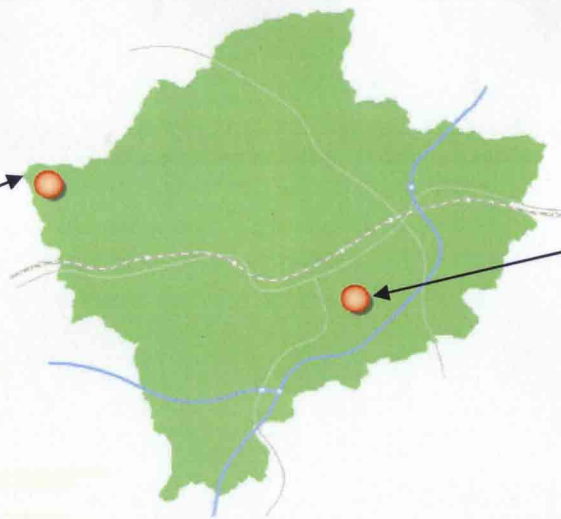
届出対象区域

平成20年7月1日より**武雄市全域**において次に掲げる行為を行う場合、市に**届出**が必要となります。
また、景観計画重点区域において、一定の高さを超える建築物の建築の際は、市と**事前協議**が必要です。

重点区域①



黒髪山周辺区域
(10m以上の建築物の建築等の際は、事前協議が必要です。)



重点区域②

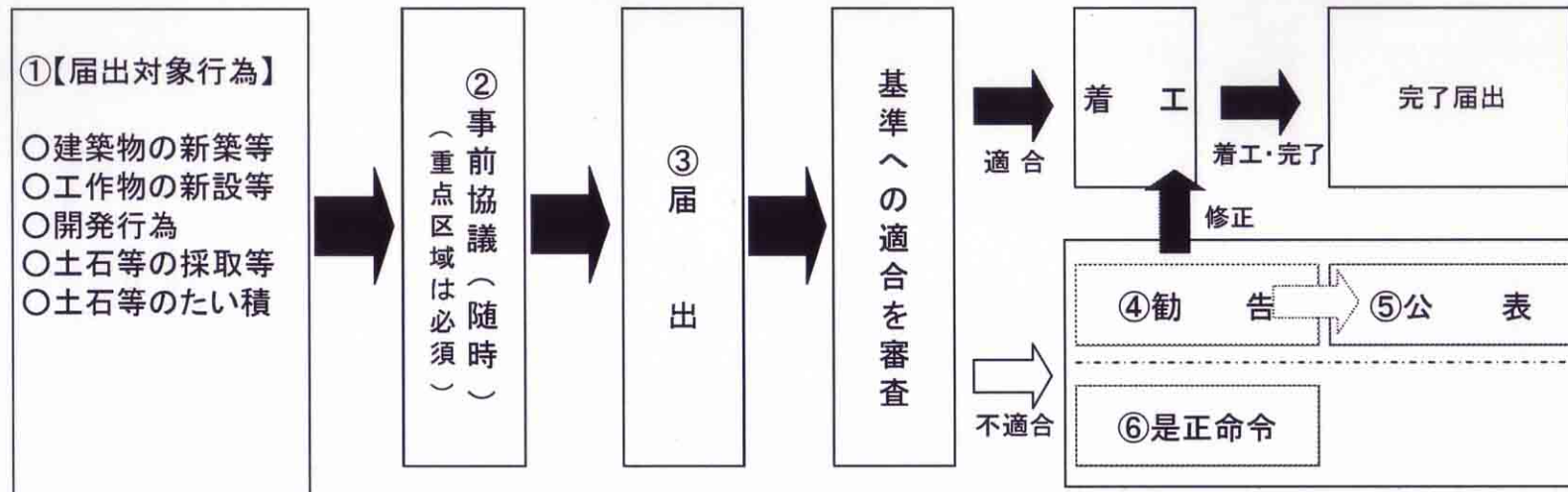


武雄温泉保養村周辺区域
(20m以上の建築物の建築等の際は、事前協議が必要です。)

届出が必要な行為

対象	行為の規模	行為の内容
建築物	1 最高の高さが10mを超えるもの 2 延べ面積が1,000㎡を超えるもの	建築物(工作物)の新築(新設)、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等でその修繕等にかかる部分の面積が、通常望見できる外観の2分の1以上のもの ※修繕等:修繕、模様替又は色彩の変更
工作物	1 高さが6mを超える煙突、排気塔など 2 高さが15mを超えるRC柱など 3 高さが8mを超える高架水槽など 4 高さが5mを超える高架道路など 5 幅員が10m以上又は延長が20m以上の橋梁など	
その他	1 延べ面積が1,000㎡以上の土地の区画形質の変更を伴う開発 2 延べ面積が1,000㎡以上の土石の採取、鉱物の掘採等 3 延べ面積が1,000㎡以上又は高さ5mを超える屋外における土石や廃棄物等のたい積で60日を越えて継続するもの	

届出の流れ



(注意)

- ①具体的な計画を立てる前に、他の法令とともに景観条例や景観計画などを確認してください。
- ②景観計画重点区域において、一定規模の高さを超えて建築物を建築する場合は、必ず**事前協議**をお願いいたします。
- ③届出を行ってから**30日間(最高90日)**は、原則着工できません。
- ④指導、助言に従わなかった場合、景観計画に即すよう勧告する場合があります。
- ⑤届出の虚偽や勧告に従わなかった場合、氏名等を公表する場合があります。
- ⑥形態意匠(色彩を含む)に対し変更命令を行う場合があります。

景観づくりの基準

1. 建築物(工作物)の新築(新設)、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等

①位置・規模・形態・意匠について

《位置・規模》

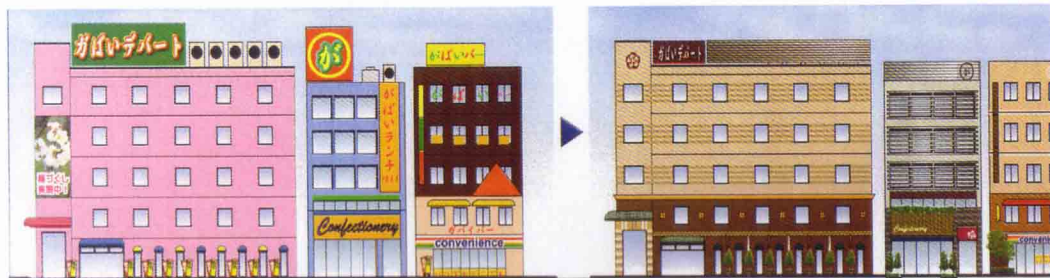
- 道路・隣地間の距離を確保しゆとりある配置とすること。
- 稜線の切断や背景との調和を乱さないよう位置及び規模に配慮すること。
- 施設間の調和を図り周辺の優れた景観と調和するよう配慮をすること。

《形態・意匠》

- 建築物等との連続性を考慮して、地域全体としての調和を図ること。
- 山間部に立地する建築物等は、丘陵地、山並みを意識し、外壁に自然素材を使用するなど、周辺の景観や山からの眺望景観に配慮すること。
- 外壁は、圧迫感を感じさせないような色彩や素材を使用し、目地等による分節化を図ること。

《色彩》

- 原色や周辺環境から突出した色彩を用いないこと。
- 基調色は、けばけばしい色の使用をさけ、落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いることとし、高明度・高彩度のものは使用しないこと
- 色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。
- 色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。



変更前

変更後



- ・まちなみの連続性に配慮する
- ・周辺と調和する形状や色彩の使用
- ・外壁には落ち着いたある色彩を使用
- ・敷地内の緑化

